



感染拡大防止の観点から、市役所・市民センター等への来庁はお控えください。ご理解とご協力をお願いいたします。

照会番号

お問い合わせの際は、照会番号をお伝えください。

《 令和2年度 特別定額給付金のお知らせ 》

新型コロナウイルス感染症拡大に係る経済支援のため、『特別定額給付金』が給付されます。

◎ **特別定額給付金の概要**
【給付対象者】 基準日（令和2年4月27日）に加古川市に住民登録がある方
【給付額】 給付対象者1人につき10万円 ※給付は1回限りです。

● 申請方法

同意事項①～⑤に同意のうえ、次のとおり申請してください。

申請期限 **令和2年8月28日（金）まで** ※当日消印有効
 ※申請期限後の提出は認められません。

申請方法 「①申請書」に必要事項をご記入いただき、「②確認書類貼付用紙」を同封のうえ、返信用封筒にて提出してください。

提出物 ①申請書
 ②確認書類貼付用紙（必要書類を貼付けてください。）

- 同意事項**
- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
 - ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
 また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
 - ③ 加古川市が、記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請期限までに、申請・受給者（代理人も含みます。）に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものと見なします。
 - ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
 - ⑤ 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

＜お問い合わせ先＞ 加古川市新型コロナウイルス感染症生活支援課 特別定額給付金担当
 電話番号 079-421-3010
 受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日は除く）

① 令和2年度 特別定額給付金 申請書（請求書）



（令和2年4月27日時点の住民票所在地市町村長）
 加古川市長 様 ※消えないペンで記入してください
 同意事項に同意のうえ、特別定額給付金を申請します。【申請期限：令和2年8月28日（当日消印有効）】

1. 申請者(受取口座名義人)

フリガナ 氏名	住所（申請書記入時点の住民票上の住所）
生年月日	電話番号（ ）

※自署された場合は押印不要です。

※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

2. 給付対象者 下記の記載内容をご確認ください。もし記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください。

No.	氏名	生年月日	特別定額給付金を
1			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要
2			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要
3			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要
4			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要
5			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要
6			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要

3. 受取方法 希望する受取方法（下記のA又はB）のチェック欄に✓を入れてください。

- A 指定の金融機関口座（申請者又は代理受給者の口座に限ります。）への振込を希望
 【受取口座記入欄】「1. 申請者」又は「4. 代理受給者」の名義の口座番号等をご記入ください。
 ※口座名義等の記載に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性がありますので、正確にご記入ください。

口座名義人（カナ）	
カナ	種目
金融機関名	口座番号
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 農協 4. 信用組合	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
店番号	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部）を記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- B 申請書を郵送で提出し、後日、振込以外の方法で給付 ※金融機関の口座がない方が対象となります。

4. 代理申請（受給）を行う場合 ※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	代理人住所 電話（ ）
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の			申請・請求 受給 申請・請求及び受給	を委任します。世帯主氏名

※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。 ※自署された場合は押印不要です。

※「②確認書類貼付用紙」と一緒に返送してください。

※この「①申請書」を「②確認書類貼付用紙」と一緒に返信用封筒に入れてください。

※下記の①～⑤に同意したうえで、返送してください。

- ①受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ②公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③加古川市が、記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請期限までに、申請・受給者（代理人も含みます。）に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

記入例

加古川市長 様 ※消えないペンで記入してください
同意事項に同意のうえ、特別定額給付金を申請します。【申請期限：令和2年8月28日（当日消印有効）】

1. 申請者(受取口座名義人)		記入日	令和 2 年 6 月 1 日
フリガナ 氏 名	住所（申請書記入時点の住民票上の住所）		
カコガワ タロウ 加古川 太郎	加古川市加古川町北在家2000番地 ハイツ加古川201号		
※自署された場合は 押印不要です。	生年月日	昭和50年4月1日	電話番号 079 (421) 2000

「この申請書をお送りしている方の氏名、電話番号」を記入してください。なお、申請される時点で、この申請書をお送りしている方が亡くなっている場合は、新たな世帯主の氏名等をご記入ください。

3. 受取方法 希望する受取方法（下記のA又はB）のチェック欄に✓を入れてください。

- A 指定の金融機関口座（申請者又は代理受給者の口座に限ります。）への振込を希望
【受取口座記入欄】「1. 申請者」又は「4. 代理受給者」の名義の口座番号等をご記入ください。
※口座名義等の記載に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性がありますので、正確にご記入ください。

口座名義人(カナ)	カコガワ タロウ			種目	口座番号							
カナ	カコガワ	ヒガシカコガワ										
金融機関名	加古川	1. 銀行 2. 信用金庫 3. 農協 4. 信用組合	東加古川	本店・支所 出張所	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1	2	3	4	5	6	7

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部）を記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- B 申請書を郵送で提出し、後日、振込以外の方法で給付 ※金融機関の口座がない方が対象となります。

4. 代理申請（受給）を行う場合 ※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
		明・大・昭・平 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の申請・請求受給申請・請求及び受給を委任します。		世帯主氏名	

※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。 ※自署された場合は押印不要です。

代理人に委任する場合は、この申請書をお送りしている方の氏名を記入のうえ、押印してください。なお、代理人への委任について不明な点がある場合は、電話でお問合せください。

この申請書をお送りしているご本人による申請・受給が困難である場合には、代理人による申請・受給も可能です。その場合「代理人の氏名、申請者との関係、生年月日、住所、電話番号」を記入し押印してください。また、②確認書類貼付用紙に代理人の本人確認書類の写しも貼付けてください。なお、代理人として申請等を行えるのは、次のいずれかの方です。

- ①この申請書をお送りしている方と同じ世帯の構成員
- ②この申請書をお送りしている方の法定代理人の方
- ③民生委員、その他平素からこの申請書をお送りしている方の身の回りの世話をしている方

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。